



セカンドオピニオン

都吹株式会社

2026 年 8 月 27 日

サステナビリティ・リンク・ローン

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：相川 達哉

格付投資情報センター(R&I)は都吹のサステナビリティ・リンク・ローン(シンジケートローン形式、アレンジャー：中国銀行、2026 年 8 月契約締結)が、以下の原則に適合していることを確認した。

サステナビリティ・リンク・ローン原則(2025、LMA 等)
サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2026、環境省)

■KPI

KPI: 食品リサイクル法¹に基づく食品廃棄物等²の発生原単位(売上高あたり)

※食品廃棄物等の発生量は国の会計年度(Y 年 4 月 1 日～Y+1 年 3 月 31 日)、売上高は都吹の会計年度(Y-1 年 7 月 1 日～Y 年 6 月 30 日)に応じて集計している。

■SPT

SPT: 2024 年度の発生原単位を基準に、2042 年度まで毎年 2.0%ずつ削減する目標に基づき設定された以下の原単位

単位: kg/百万円

年度	基準年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
食品廃棄物等の発生原単位	150.4	144.4	141.4	138.4	135.4	132.4
	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
	129.3	126.3	123.3	120.3	117.3	114.3
	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度
	111.3	108.3	105.3	102.3	99.3	96.3

¹ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

² 食品廃棄物等とは、①食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの、②食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものと定義されており、製造・加工段階で発生する野菜の皮や魚の骨などの食べられないもの(不可食分)も含まれる

1. 資金調達者の概要

- ・ 都吹は 1984 年に設立した広島県に本社を構える冷凍食品製造業者。豆腐を用いた加工品や惣菜類、たい焼きや今川焼などのスナック製品を手掛けており、徹底した品質管理に基づく商品クオリティと小ロットでも請け負える生産体制に強みを持ち、OEM 生産が中心。製造した製品は食品メーカーや卸売業者に販売している。
- ・ 生産ラインは製品ごとに分かれており、豆腐関連製品は世羅および島根工場、惣菜製品は久井第一工場、スナック製品は久井第二工場および鹿児島工場にて製造されている。特に豆腐関連製品や惣菜製品に使用される豆腐は、自社で製造から加工まで一貫して手掛けており、商品の安定的な供給と品質にこだわった製造を行っている。

■豆腐関連製品(冷凍豆腐、冷凍厚揚げ)

創業より培ってきた大豆加工技術や品質管理ノウハウを活かし、自社工場で原料の大豆から豆腐を製造し、それを各製品に加工して販売している。例えば、電子凝固機を使用し冷豆乳から作られる冷凍厚揚げは品質や味に定評があり、都吹を代表する製品の一つである。また取引先からの多様なニーズにも対応できる柔軟な商品開発力と製造体制も強みである。

■惣菜製品(冷凍豆腐ハンバーグ、冷凍チキンナゲットなど)

OEM を中心に、多品種少量生産を実現できる生産体制を構築しており、食の簡便化や中食需要の拡大におけるニーズの変化にも即座に対応できることが強み。

■スナック製品(冷凍たい焼き、冷凍ワッフルなど)

加工技術や製造ノウハウを活かし、高品質かつ付加価値の高い商品の製造を実現。PB 商品の製造にも柔軟に対応できる生産体制により、流行の変遷が激しい消費者のニーズにも的確に対応できるのが強み。



[出所: 都吹 ウェブサイト]

- ・ 都吹は今後、上場企業を含む取引先との取引拡大や販路の海外展開を見据えており、売上拡大に伴う生産能力の増強だけでなくサステナビリティに関する取り組みも一層強化する必要があると認識している。サステナビリティへの取り組みにあたっては、企業理念や品質方針を土台として、2023 年 9 月に SDGs 宣言を公表し、ISO14001 に基づいた廃棄量の削減や CO₂ 排出の削減に取り組んでいる。

■企業理念および品質方針

都吹は「安心・安全で美味しい食品を食卓へ」を企業理念に掲げ、「顧客の満足」を得る商品を提供することを最重要方針としている。この方針を達成するために、社内で品質方針を定め社員に周知徹底するとともに品質・食品安全マネジメントシステムを継続的に見直し・改善させている。

<品質方針>

1. 「安心・安全」で美味しさを追求した商品づくり
 2. お客様のニーズに応える商品づくり
 3. 品質管理の徹底した商品づくり
 4. 法令等の規制を遵守した企業経営
- ・ また人々の日々の生活に欠かすことのできない食品を製造する企業として、いち早く国際規格である FSSC や ISO の認証取得を開始し、今では全ての工場で FSSC22000 もしくは ISO22000 といった食品安全マネジメントに関する認証を取得済みであるなど、品質への取り組みに注力している。

■SDGs宣言と環境方針

SDGs 宣言では、「食の安心と安全」「働きがいのある職場づくり」「環境保全」「地域の活性化」をテーマとして特定し、それぞれのテーマにおける取り組みを強化・推進していくこととしている。特に「環境保全」においては、既に掲げている下記の環境方針もふまえて、具体的な取り組みを推進している。

<環境方針>

1. 廃棄物低減活動
2. 資源エネルギー、電気、水等の節約による省資源活動

廃棄物低減活動については、2023 年より製造過程の歩留まり改善の実施やマニュアル整備による人為的ミスの削減などに取り組んでいる。省資源活動については、脱フロン・低炭素社会の早期実現のため省エネ型自然冷媒機器を導入し、フロンおよび CO₂ 排出の削減に積極的に取り組んでいる。特に久井第一工場および第二工場では環境マネジメントシステムである ISO14001 を取得するなど、環境改善に向けた取り組みを継続している。

2. KPI の選定

KPI は資金調達者のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要で高い戦略的意義を持つ。KPI の選定は適切である。

(1) KPI の概要

- ・ KPI は食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生原単位(売上高あたり)である。
- ・ 食品廃棄物等の発生量は国の会計年度(Y 年 4 月 1 日～Y+1 年 3 月 31 日)、売上高は都吹の会計年度(Y-1 年 7 月 1 日～Y 年 6 月 30 日)に応じて集計している。

<定義>

- ・ KPI は食品リサイクル法で定められた算出手続きに沿って一貫した方法で測定可能な定量指標であり、ベンチマークや参照値との比較が可能である。

(2) KPI の重要性

都吹は冷凍調理食品製造業者であり多くの食材を用いて自社工場にて製品を製造し、食品メーカーや卸売業者に販売する B to B のビジネスモデルであるため、小売店などで発生する賞味期限切れなどに焦点が当たった食品ロスだけではなく、不可食由来の廃棄物も含んだ食品廃棄物等を削減していくことが環境面で重要な取り組みであると認識している。この考えは、都吹が策定した SDGs 宣言や環境方針にも反映されている。今後、海外を含めたビジネス拡大を展望する中では、同目標と整合する KPI/SPT を設定したサステナビリティ・リンク・ローンに組み込み、食品廃棄物等の削減に向けた社内の取り組みを加速させたいと考えている。

- ・ 日本では食品リサイクル法にて食品廃棄物等の削減に関する取り組み方針が定められている。取り組みの優先順位として食品廃棄物等の発生抑制が最優先事項として掲げられ、食品関連事業者に対して業種ごとに設定した発生量の目途値を下回るよう努めさせるとともに、食品廃棄物等多量発生事業者³には廃棄量の定期報告を義務付けている。この業種別の基準目標や定期報告において、食品廃棄物等の総量ではなく売上高あたり発生原単位が指標として採用されている。
- ・ 今回、KPI は同法の基準目標や定期報告と合致する形で、食品廃棄物等の総量ではなく売上高あたり発生原単位を選定した。売上高あたりの原単位を指標とする場合、製品単価の上昇が SPT の改善に寄与してしまう可能性も懸念されるが、食品リサイクル法における業種別目標値の検討に際して、売上高と発生量に一定の相関があることが示されているため、食品廃棄物等の削減につながる妥当な指標であると判断した⁴。
- ・ なお、食品リサイクル法では、食品廃棄物等は不可食部分を含みゼロにはできない側面があるため、廃棄物等を肥料・飼料等で有効活用し次に熱回収として利用するなど、循環利用と合わせて取り組むことが重要であると位置づけられているが、都吹は食品廃棄物等がなるべくリサイクルされるよう、特に主要な廃棄物であるおからに関し、地域の養鶏場等に対し飼料として引き取ってもらえるような取り組みを進めている。

3. SPT の設定

SPT は野心的であり、必要な情報が開示されている。SPTs の設定は適切である。

(1) SPT の概要

- ・ SPT は、食品廃棄物等の売上高あたり発生原単位について、2024 年度を基準に 2042 年度まで毎年 2.0% ずつ削減させる目標に基づき設定された以下の原単位である。

³ 食品廃棄物等の年間発生量が 100 トン以上の事業者が対象

⁴ 2012 年 1 月に設置された「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ」において取りまとめられた検証方法に基づき、有意性が確認されている。

単位:kg/百万円

年度	基準年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
食品廃棄物等の発生原単位	150.4	144.4	141.4	138.4	135.4	132.4
	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度
	129.3	126.3	123.3	120.3	117.3	114.3
	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度
	111.3	108.3	105.3	102.3	99.3	96.3

(2) SPT の野心性

① 資金調達者自身の長期的なパフォーマンスとの対比

■都吹における食品廃棄物等の発生について(2024 年度 実績内訳)

	豆腐関連	惣菜	スナック類
売上 構成比	15%	45%	40%
廃棄量 構成比	31%	62%	7%

[出所:都吹提出資料よりR&I 作成]

- 都吹において、食品廃棄物等の発生量が多いのは惣菜・豆腐関連でありスナック類はほぼない。また取扱製品における売上高の割合では、惣菜・スナック類で売上の 8～9 割を占めており、豆腐関連の割合は低い。このことから、発生原単位においては豆腐関連・惣菜の寄与度が高い状態にあり、食品廃棄物等の削減に着手しなかった場合、これら製品の取り扱い増加は発生原単位の増加方向に働くことになる。

■過去 3 期実績

項目	単位	2022年度	2023年度	2024年度
食品廃棄物等の発生量	t	982.6	1,079.9	1,049.8
売上高	百万円	5,133	6,617	6,978
発生原単位	kg /百万円	191.4	163.2	150.4

[出所:都吹提出資料よりR&I 作成]

- ・ 都吹自身の食品廃棄物等の発生原単位ベースの過去実績について、2023 年度および 2024 年度における前年度対比での発生原単位は減少傾向にあり、それぞれ 14.8%、7.9%の削減が達成されている。
- ・ 2022 年度の原単位は、売上高が新型コロナウイルスによる外食需要減退の影響で落ち込んだ一方、2022 年 4 月以降はコロナ影響が剥落し工場が通常どおりに稼働したため、発生原単位が大きくなっている。
- ・ 2023 年度は、売上高、工場の稼働率ともにコロナ影響が剥落したことに加え、販売単価が高く廃棄物発生量が少ないスナック類(ワッフル)の売上が市場の流行により好調だったため、発生原単位は前年度対比で 14.8%削減された。
- ・ また 2023 年度の期中から廃棄物等削減の取り組みを加速させた。具体的には歩留まり改善の取り組み(金型の調整や形状不良抑制のための機械改良等)に着手したほか、製造工程の動画化や外国語でのマニュアル作成等で人為的ミスによる廃棄量の削減を進めた。2024 年度はこれらの取り組みが年間を通して食品廃棄物等の削減に寄与したことで発生原単位が前年度対比で 7.9%削減された。
- ・ いずれの年度も SPT にて設定される 2%を大きく上回る削減が達成されているが、2022 年度から 2023 年度にかけてはコロナ影響や流行影響による特定の製品販売増といった一過性要因が含まれていること、2023 年度から 2024 年度にかけては削減への取り組みに注力しはじめ、取り組みやすく効果の大きいものから実施したことが削減に大きく寄与したと考えられることから、これらの削減実績を成り行き(BAU)と見做すことは妥当ではないと都吹は考えている。加えて、都吹は今後豆腐関連製品の取り扱いを増やすための設備増強⁵を計画している。豆腐関連製品は、他製品に比べ売上構成比が低いものの食品廃棄物等の発生量は相対的に多いことから、発生原単位の増加要因となる。このような事業戦略を進めている中において、売上高あたりの発生原単位を削減していくためには、これまで以上に取り組みを加速していく必要がある。
- ・ よって今まで以上に食品廃棄物等の削減への取り組みを進め、毎年、基準年度比で 2%に相当する原単位の改善を図っていく SPT は野心的な水準で設定されていると R&I は判断した。

② 同業他社等との対比

- ・ 同業他社比較においては、都吹の製品構成やビジネスモデル、企業規模の観点で適切な比較対象がない。
- ・ なお参考までだが、食品リサイクル法の定期報告に基づく業種ごとの食品廃棄物等発生量との比較をする。都吹が属する冷凍調理食品製造業において、2014 年度は 93 千 t の発生量があったが 2023 年度は 84 千 t の発生量となっており 10 年間で 9.7%(年平均 1%)の削減となっている。これは総量ベースでの削減であり単純比較はできないが、発生原単位ベースで毎年 2.0%ずつ削減を行っていくことは、通常の削減ペースでは達成できないと考える。

③ 科学的根拠、国・地域・国際目標との対比

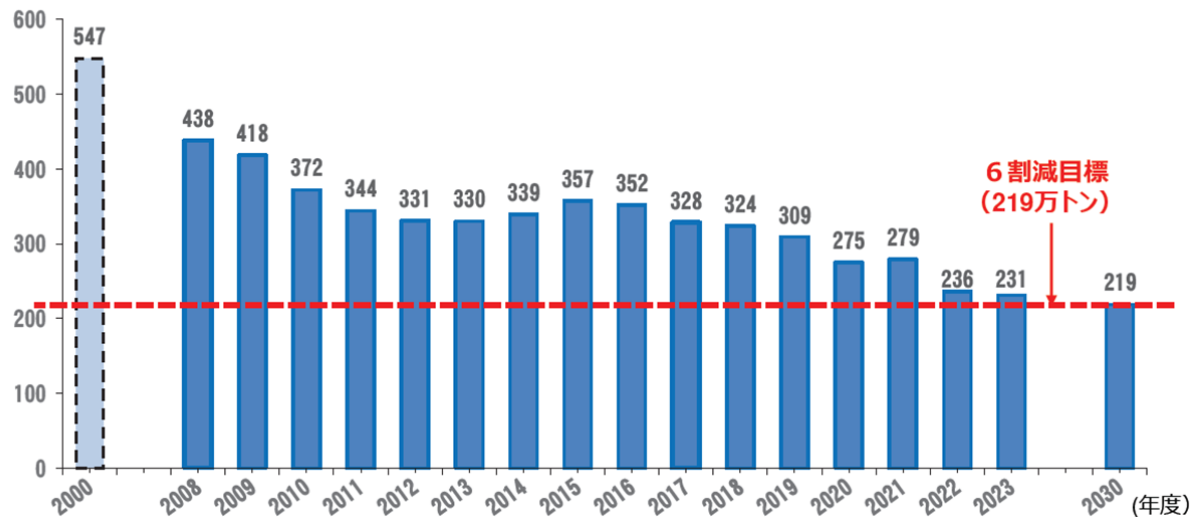
- ・ 食品廃棄物等と定義が異なるが、食品ロス削減推進法では事業系食品ロス⁶の削減目標として 2000 年度対比で 2030 年度までに 60%の削減が設定されている。これを達成するには 2000 年度を基準として年平均 2%ずつ削減させていくことが求められる。指標の定義や基準年度が異なることや、総量ベースでの削減目標のため本 SLL の KPI と単純な比較はできないが、事業系食品ロスは小売店や外食店などでの過剰在庫による賞味期限切れなどの可食品に焦点が当たる一方、食品廃棄物等には不可食部分が相当程度含まれるこ

⁵ 例えば、島根工場においては生産能力が 2.5 倍になる見込み

⁶ 事業活動に伴って発生する食品廃棄物等のうち、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品

とを加味すると削減難易度が高いと考えられるため、基準年度比で2%ずつ削減していくことを目指すSPTは、事業系食品ロスの削減目標と比較しても野心的な目標であると考えられる。

事業系食品ロス量（万トン）



〔出所：農林水産省「食品ロスの削減に関する法制度・目標」より抜粋〕

- ・ なお食品廃棄物等の削減については、食品リサイクル法で業種ごとに発生原単位の目標値が設定されており、冷凍調理食品製造業は317kg/百万円となっている。SPTはこの水準を常に下回るよう設定されている。ただしこの指標は、食品廃棄物等の発生抑制が著しく低い企業を底上げし、業種全体での発生抑制に取り組めるようにすることが主目的である。なお水準は定期的に見直しが図られ、同業種において各事業者での削減が進むと目標値も低く再設定される特徴がある。

(3) SPTの達成手段

- ・ 都吹における食品廃棄物等の発生原因は、①製造における不可食分の廃棄、②製造において発生した規格外製品や端材など可食分の廃棄、③原料誤投入等の人為的なミスによる廃棄、④新規製品開発（請負）に伴う試作品の廃棄および安定的な製造ライン立ち上げまでの規格外製品発生による廃棄、⑤外部委託している冷凍保管における保管不備での廃棄が中心である。①については、業務工程上必ず発生してしまうものであり、リサイクルされることが適当であるため、都吹として削減努力が可能である②③④⑤について下記を推進し、SPTの達成に向けて取り組む予定である。
- ・ ②については、2023年度より取り組んでいる生産ラインにおける歩留まりの改善を拡大していく。現在の製造機器における金型の見直しや老朽設備の入れ替え等を想定している。また、従来はリサイクルに回していた“おから”について、“おから”を活用した新商品を開発し廃棄物としての取り扱い自体を削減させることも検討している。
- ・ ③については、従前より取り組んでいるミスを少なくする仕組みづくりを加速させていく。具体的には、外国人人材に向けた現地の言語での製造工程マニュアルの整備や、長年の経験や見て覚えることで伝承してきた製造技術について解説動画を作成し、細かい作業ニュアンスが正確に伝わるようにしていく。
- ・ ④については、試作段階から本製造と同じような機械を用いた生産ラインでの製造を行い、本製造への移行時における製造ギャップや生産ミスの削減、歩留まり改善を図っていく。

- ・ ⑤については、自社にて冷凍倉庫施設を新設し外部委託していた冷凍保管業務を内製化することで、業者由来の廃棄発生を削減させる。
- ・ 都吹が行う食品廃棄物等の削減に向けた取り組みは、SPT 達成に向け妥当であると判断した。

<SDGs への貢献>

- ・ SPT 達成に向けた取り組みは、以下の SDGs 目標に貢献すると考えられる。

SDGs 目標	内容
	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

4. ローンの特徴

調達条件は SPT の達成状況と連動し、目標達成に向けたインセンティブとして機能する。ローンの特性は適切である。

- ・ 都吹は、貸付人との間で協議のうえ貸出条件を決定する。前年度の SPT 達成状況を確認し、達成状況に応じて利率が変動する。達成した場合は利率を引き下げる。
 本 SLL の融資期間は 18 年間であり、SPT の達成状況に関する判定基準日を確認し、調達期間にわたってインセンティブが働く設定になっていると判断した。

5. レポーティング

SPTs の達成状況に関する最新情報を開示(報告)する。レポーティングは適切である。

- ・ 都吹はサステナビリティ・リンク・ローンが返済されるまでの期間、毎年、KPI 実績を貸付人に報告する。また、農林水産省に対して食品リサイクル法に基づく定期報告の中でも KPI 実績を報告するとともに、同実績の開示への同意を継続することで、同省ウェブサイトでも KPI 実績を一般開示する。

6. 検証

KPI の SPT に対するパフォーマンスレベルについて独立した外部機関による検証を受ける。検証は適切である。

- ・ 都吹は各年度の SPT の実績について、独立した外部機関の検証を受け、検証を受けたことを証する書面を貸付人に報告する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。